

1 2月定例県議会 一般質問

2016年12月13日

日本共産党 宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。県政全般について質問します。

東日本大震災と福島第一原発事故から5年9ヶ月が経過しました。しかし、福島県民の生活と生業の再建は思うようには進んでいません。

安倍政権が、事故も被害も終わったかのように扱う下で、県民との矛盾は拡大せざるを得ません。県は、引き続き全県民が被災者との立場に立って、県民に寄り添い県政執行にあたる事を求め、以下質問に入ります。

一、避難している児童生徒へのいじめについて

はじめに、避難している児童生徒へのいじめについてです。

福島県から横浜市に避難した児童が、賠償金をもらっているだろうと金銭を要求され、菌をつけた名前と呼ばれるなどのいじめを受け不登校となっていた痛ましい事実が明らかとなり、県民はもとより全国に衝撃が走りました。

県外に避難している児童生徒へのいじめの実態を把握すべきですが、県教育委員会の考えを伺います。

その後新潟県でも明らかになりました。県内外を問わず同様の問題が起きる背景には、放射能に対する正しい知識の普及や福島県民が被っている被害の実相が正確に伝わっていないという問題があります。

放射線教育の徹底を国に求めるべきですが、県教育委員会の考えを伺います。

また、福島の現状を広く発信する努力を尽くさなければなりません。県の考えをお聞きします。

二、賠償問題について

次に賠償問題についてです。

福島県民だというだけで差別され、いじめの対象となるところに福島県民が抱える原発事故由来の固有の問題があり、今回発覚した事例は氷山の一角に過ぎません。福島県民は様々な差別と分断に苦しめられ続けているのが実態であり、被っている精神的被害は国が言うような避難指示の有無に限定できるものではないという事です。

全ての県民が被災者であり、国と東電は事故防止の十分な対策を怠ったとして加害責任を求め、県内全市町村から原告が参加する地域を返せ、生業を返せ、福島原発訴訟が闘われていますが、この原告人尋問では、避難者はもちろん、避難せず県内に留まって生活してきた県民の苦悩や葛藤、放射能との闘いもリアルに語られました。裁判は来年3月に結審し夏から秋にかけて判決が出されます。

全ての県民が精神的損害に係る十分な賠償がなされるよう国及び東電に求めるべきです。考えを伺います。

商工業者の営業損害の賠償について、県の商工団体連合会のアンケートによると、県内事業者の7割は今も原発事故の影響は継続していると答え、4割の業者は最初から諦めて、賠償の請求すら行っていないことも明らかになりました。

風評被害に係る賠償請求について、事業者が円滑に請求手続を行えるよう支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

わが党県議団に寄せられた中通りで工業製品を製造する企業は、福島が生産地だとの理由だけで受注が減少し賠償を受けていたが、工業系は2015年で賠償は終わりと言われ、その後の賠償は打ち切られました。取引先の受注は増えていないと言います。2倍相当分の請求に対しても、実態は激しい打ち切りと値切りが行われています。

県は、商工業等の営業損害の賠償について、東電に対する事業者からの苦情をどのように把握し対応してきたのか伺います。

また、2倍相当分の請求に関して追加請求しようとしても、東電は受付窓口すら設置していないことは極めて遺憾と言わざるを得ません。

県は、このような東電の対応に抗議するとともに、商工業等の営業損害について、賠償請求に係る事業者との協議を丁寧に行うよう東電に求めるべきと考えますが、伺います。

2017年1月以降の農林業賠償について、東電が商工業者と同様に、直近の年間逸失利益の2倍相当分を一括して賠償するとの「素案」を示したことに対して、事実上の打ち切りではないか、農業を諦めよというに等しく農業者の希望を奪うものと怒りが広がり、撤回と見直しを求める声が一斉に上がりました。

県損対協は、JAとともに見直しを求める緊急要求書を提出、東電は先日、素案を1年延長し避難区域は3年分の一括支払い、避難区域外は従来の方を1年延長する案を提示しました。

知事は、県損対協全体会を開き意見集約する意向を明らかにしています。

農林業の営業損害について、避難区域外では既に賠償済みがあることから、被害がある限り賠償を継続するよう東電に求めるべきですが、考えを伺います。

2018年3月末で国の避難指示区域住民への精神的損害と生活費増加分の賠償が打ち切られます。しかし、帰還の有無にかかわらず事故前の暮らしを取り戻すまでは賠償を継続してほしいとの要求が出されています。

避難指示が解除された後も、被害の実態に応じて精神的損害の賠償を継続するよう東電に求めるべきです。見解を伺います。

三、除染について

次に除染についてです。

市町村実施の除染重点地区の住宅除染は、ほぼ終了に近づいていますが、除染目安を超える地点は依然として点在しています。国が昨年12月に追加的除染のうちフォローアップ除染のマニュアルを出してから既に1年が経過しましたが、実際の追加除染はほとんど進んでいません。

汚染状況重点調査地域において、昨年12月に国が示した実施手順に基づきフォローアップ除染を実施した市町村と箇所数をお示してください。

福島市の報告では、住宅除染実施後の地表面測定で、いまだ線量が高い個所は5515箇所あり、更に増加するとしています。除染は被ばく線量を低減するのが目的であり、一日も早い実施が求められます。

市町村が柔軟に追加的な除染を実施できる仕組みの構築を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

居住制限区域の追加的除染のマニュアル基準は、年間20ミリに相当する毎時3.8 μ シーベルト以上の箇所と記載されています。それでは避難者は納得しないばかりか、帰還できない原因にもなります。

国が居住制限区域において、昨年12月に示した実施手順に基づき進めているフォローアップ除染の実施状況をお聞かせください。

居住制限区域においても、除染の長期目標として「年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下」を堅持すべきと思います。県の考えを伺います。

道路側溝の堆積土砂の除去については、除染事業の枠内で対応できない箇所は、新たな仮置き場の確保が求められます。私が懇談した福島市は、除染の仮置き場を活用するのが最も現実的な方法と述べています。

道路側溝の堆積物の処理を促進させるよう国に求めるべきです。見解を伺います。

四、貧困対策について

次に貧困対策についてです。

貧困対策は県政においても、重要な課題となっています。

知事は子どもの貧困対策に力を入れる方針を表明されました。どのように具体化を図られるのかお聞かせください。

貧困が進行する中で、生活保護世帯も増加、全国的には160万世帯を超えました。非正規・不安定雇用の低賃金労働者が増加し、厳しい生活実態があるその一方で、生活保護基準以下の世帯で、現に受給している人の割合、捕捉率はヨーロッパが6割から9割に対して、日本は2割弱と大変低い水準にあり、生活保護受給のハードルは高いのが実態です。本県では、2014年度の生活保護受給率は人口千人当たり8.7人、全国平均17人のほぼ半分、県担当の町村部と市の比較では、町村の方が市の半分という低さです。

一つの理由として考えられるのが車の保有です。国は、基本的には特別の事情がなければ認められないが、個別の事情を勘案して実施機関が判断するとしています。郡部では車なしには生活できないために、やむなく生活保護を諦めるという事例が少なくありません。

生活保護世帯における自動車の保有について、世帯の状況により柔軟に対応すべきと考えますが、県の考えを伺います。

県が昨年行った結婚、子育てに関するアンケート調査でも、子育てに関する悩みや不安で最も多いのが教育費などの経済的負担です。子育て支援に重要だと思えるものの最多が経済的支援との結果が出ているように、教育費の保護者負担解消は貧困対策としても極めて重要な課題であり、あらゆる分野の保護者負担の解消に取り組む必要があります。

義務教育では月4000円台となる給食費について、市町村立小中学校の給食費無料化を支援すべきですが、県教育委員会の考えを伺います。

高校教育では、特に私学に通学する世帯の保護者負担が公立と比較しても大きく、授業料以外の学校納付金は年間10万円を超えるとの報告もあります。

私学助成を大幅に増額し、保護者負担の軽減を図るべきです。見解を求めます。

県立高校の通学区が拡大される下、通学費が子育て世帯の負担となっています。県立高校生に通学費用を助成する制度を設けるべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺

います。

五、児童虐待対策について

次に児童虐待対策についてです。

2015年度、全国的に児童虐待の件数が大幅に増加したことが報告されました。児童の面前でのDVも精神的虐待とみなされたことも要因です。2015年度の本県の相談件数は529件となり、昨年比135件、34%の増加です。児童相談所は通報があれば対応が求められるため、扱う件数が大幅に増えています。

先日、決算委員会で訪れた会津児童相談所では、避難者からの相談も増加していると報告されました。県内4ヶ所の児童相談所の児童福祉司は41人、人口4万6千人に1人の配置ですが、増加する相談件数に児童福祉司が対応しきれない状況があると言います。

2020年の国の目標である人口4万人あたり1人の配置とするためには9人の増員が必要ですが、高知県では既に人口2万2千人に1人の配置をしており、国の目標自体が低いこと、原発事故被災県の本県がかかえる固有の問題を考慮するなら、多様化する児童虐待等に対応するため、専門的教育を受けた福祉職員配置を基本とする県独自の目標を設定し、児童福祉司を増員すべきと考えます。県の考えを伺います。

学校ではスクールカウンセラー配置の見直しが必要です。現状では一人のカウンセラーがいくつかの学校を掛け持ちしていますが、子どもが馴染んで心を開くまでには時間が必要、月17日勤務の中では本来の役割が発揮できないとして、非常勤を常勤にしてほしいとの要望が寄せられました。

スクールカウンセラーについて常勤職員として公立学校に配置すべきですが、県教育委員会の見解を伺います。

六、高齢者対策について

次に高齢者対策についてです。

安倍政権は、臨時国会で年金を削減する法案の採決を強行しようとするだけでなく、医療、介護の大幅な高齢者負担増を計画、介護保険でも3割負担の導入まで行おうとしています。11月5日に行われた県社会保障推進協議会の「いい介護の日相談」では、年金は減らされ負担が増加して暮らせない、施設のコスト負担が高くて入れないなど、不安と怒りの声が寄せられました。

「全国に誇れる長寿の県」をめざす本県として、安心して暮らせる老後保障を構築するため、高齢者の生活を脅かす国の制度改悪は許さない確固とした立場が求められます。その上で以下の具体策に取り組むよう求めます。

生活保護費を下回る年金額では生活できないため、働いて自立を希望する高齢者は少なくありません。国は自治法の改正で、シルバー人材センターに準ずる団体と県が認定すれば、公共機関は随意契約でその団体に事業を発注できる仕組みをつくりました。全国的にも具体化が始まり、隣県の宮城県は認定基準を策定、石巻市は来年度から事業発注できるよう整備すると明言しました。

高齢者の就業支援団体の認定基準の策定について、県の考えを伺います。

高齢運転者による自動車事故の多発が問題になっています。県内の高齢者の運転免許返納件数は昨年2,487件ですが、運転免許証返納後の高齢者の足の確保は高齢者の生活の質を規定します。

福島市は、75歳以上の高齢者の路線バス代、飯坂電車の電車賃無料パスを発行、高齢者が町に出かけやすくなったと大変喜ばれています。同時に、バスや電車の利用が困難な場合は、ドアT O ドアのタクシー利用が現実的です。

高齢者を含めた地域住民が利用する路線バスやデマンド型乗合タクシーを運行する市町村への支援について、県の考えを伺います。

七、国保広域化について

次に国保広域化についてです。

2018年度から国保事業が県事業に移行します。

国保広域化に向けた市町村との協議において、市町村から出された意見について伺います。市町村は県への納付金を集めるために、国保税を賦課し徴収する最も困難な業務を担当します。

県は国保税率の統一化は行わないとしていますので、市町村が税率を決定しますが、国保広域化後における市町村が行う国保税負担軽減のための一般会計から特別会計への繰入金について、県の考えをお聞かせください。

短期被保険者証及び被保険者資格証明書の発行は行わないよう市町村に助言すべきと思います。県の考えをお示してください。

市町村が行う医療費助成事業実施による国保の国庫負担の減額調整、いわゆるペナルティを撤廃するよう国に求めるとともに、市町村の負担とさせないようにすべきと考え

ますが、考えを伺います。

広域化を前に市町村の国保税徴収が厳しさを増しており、本県の滞納世帯に対する差し押さえ件数の割合が19パーセントと、全国平均の2倍、全国では4番目に高い県となっています。

国税徴収法に抵触し生存権を侵害するような国保税の差押えを直ちに中止するよう、市町村に徹底すべきですが、県の考えを伺います。

八、聴覚障がい者支援について

次に聴覚障がい者支援についてです。

今議会に県立聾^{ろう}学校の校名変更の議案が提案されています。PTAや同窓会等、学校関係者や聴覚障がい者団体からは、「ろう」という言葉が消える事は、「ろう」であることに誇りを持って困難に立ち向かってきた「ろう」社会の同一性と誇りを奪うことになるとして、拙速の変更ではなく、「ろう」の名称は残してほしいとの意見が出されています。

聾学校の校名変更について、条例改正を見送るべきと思いますが、見解を伺います。

聴覚障害者の言語である手話の普及、聴覚障害を持つ教員の増員など社会参加を促進するため、県は、国の法整備待ちでなく、手話言語条例を制定すべきです。考えを伺います。

九、伊達市への大型商業施設の出店計画について

最後に、伊達市への大型商業施設の出店計画についてです。

かつて、伊達市堂ノ内地区への大型商業施設の建設問題が浮上した際に、周辺市町村からは、地元商店街への甚大な影響が懸念されるとして、反対の声が上がりました。

大型商業施設の立地は複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼすことから、県は全国に先駆けて商業まちづくり推進条例を創設し、売り場面積6千㎡以上の計画については、周辺市町村との調整を必須とした経過があります。今回の伊達市への計画については、既に福島市から反対の意見が上がっています。

堂ノ内地区への大型商業施設の出店計画については、商業まちづくり推進条例による審査の前に、当該地区が市街化調整区域であることから、都市計画法上の協議が必要と伺っています。

そこで、堂ノ内地区での大型商業施設計画について、都市計画法上の県の基本的な考

え方を伺います。

以上で私の質問を終わります。

<答弁>

内堀雅雄知事答弁

宮本議員の御質問にお答えいたします。

子どもの貧困対策についてであります。私は、本県の子どもたちが、その生まれ育った環境に左右されず、夢と希望を持って成長できるよう支援していくことが大切であると考えております。

そのため、これまでもひとり親世帯の子どもの居場所づくりや生活困窮世帯の学習支援などに取り組むとともに、全国知事会を通じて子どもたちの発達や成長の段階に応じた子どもの貧困対策の強化に向けた提言などを行ってまいりました。

現在、国において、子どもの未来応援基金を活用した支援が行われていることに加え、給付型奨学金の実施が検討されており、子どもの貧困対策についての取組が進められております。

今後は、子どもやその家庭を地域から孤立させないため、市町村や学校、民間団体などと支援の輪を作り、子どもを見守り、必要な支援を行う体制づくりを進めるなど子どもたちが将来の夢を実現できるよう子どもの貧困対策に取り組んでまいりたいと考えております。

一、避難している児童生徒へのいじめについて

総務部長

福島の実情の発信につきましては、多くの方々に本県への理解を深めていただくため、復興が進む姿とあわせて、多くの県民が避難を続けていること、廃炉に向けた取り組み、風評・風化の問題など、復興の途上にある本県の状況や、懸命な努力を続ける県民の姿などをあらゆる機会を通じて丁寧に発信しており、引き続き、福島の実情が広く伝わるよう取り組んでまいります。

教育長

県外に避難している児童生徒へのいじめの実態につきましては、現在在籍している学校において把握し、適切に対応することが基本であると考えておりますが、今般、

いじめが確認された場合の情報提供を各都道府県教育委員会等に対して依頼したところであります。今後とも、本県の相談窓口の一層の周知を図るほか、県外派遣教員による電話相談や訪問を通して心のケアに努めるなど、県外に避難している児童生徒を支援してまいる考えであります。

次に、放射線教育につきましては、全国の児童生徒が、放射線に関する正しい知識を身に付けることが重要であると考えております。このため、本県独自に作成した放射線等に関する指導資料を、改訂の都度4回に渡り、全国の都道府県教育委員会等に配布するとともに、県のホームページに掲載するなど、その普及に努めているところであり、国に対しては、今後とも放射線に関する学習内容を学習指導要領に位置付けるよう要望してまいります。

二、賠償問題について

原子力損害対策担当理事

精神的損害につきましては、これまで、原子力損害対策協議会の活動等を通し、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償がなされるよう国及び東京電力に求めてまいりました。引き続き、個別具体的な事情への対応を含め、被害者の立場に立った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

次に、商工業等の風評被害に係る賠償請求につきましては、これまで、県の問い合わせ窓口や賠償制度などの周知に努めるとともに、巡回法律相談等の開催を通して支援してきたところであります。引き続き、商工団体等と連携しながら、相談事業の一層の周知を図るなど、事業者が円滑に賠償請求することができるよう取り組んでまいります。

次に、商工業等の営業損害の賠償に関する事業者からの苦情につきましては、商工団体、市町村等への聞き取りや県の問い合わせ窓口での電話対応を通じて把握に努めており、寄せられた苦情については、内容に応じて、東京電力に申入れを行い、事業者に寄り添った丁寧な対応を求めてきたところであります。

次に、商工業等の営業損害につきましては、被害の状況を事業者からしつかりと伺い、損害の範囲を幅広く捉えて賠償を柔軟に行うよう、東京電力に求めてきたところであります。引き続き、原子力損害対策協議会の活動等を通し、被害者の立場に立った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

次に、農林業の営業損害の賠償につきましては、先月、原子力損害対策協議会とし

て、国・東京電力等に対し、損害がある限り賠償を継続することを基本とした上で、農林業関係者の意向を十分に踏まえ、「素案」を見直すよう強く求めてまいりました。

今後、年内に協議会の全体会議を開催し、見直し案に係る国及び東京電力の考えをしっかりと確認するとともに、関係団体等の意見も伺いながら、被害者の生活や事業の再建につながる賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

次に、精神的損害に対する賠償の継続につきましては、原子力損害賠償の指針において、避難指示が解除された区域の状況や被害者の個別具体的な事情に応じて柔軟に判断すべきとの考えが示されているところであります。引き続き、東京電力に対し、被害の実情を踏まえた賠償を行うよう求めてまいります。

三、除染について

生活環境部長

汚染状況重点調査地域において、国が示した実施手順に基づきフォローアップ除染を実施した市町村名及び箇所数につきましては、本年11月末現在、相馬市で17か所となっております。

次に、市町村が柔軟に追加的な除染を実施できる仕組みの構築につきましては、国は、事後モニタリングで除染効果が維持されていないと確認された箇所について、個々の現場の状況に応じ個別に対応するフォローアップ除染の実施手順を示しております。県といたしましては、国に対し、これまでの知見を踏まえ、地域の実情に応じて、フォローアップ除染等がより簡便な手続で的確に実施されるよう、引き続き、求めてまいる考えであります。

次に、居住制限区域において国が進めているフォローアップ除染の実施状況につきましては、本年11月末現在、南相馬市、川俣町、富岡町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の6市町村で実施していると聞いております。

次に、除染の長期目標につきましては、これまで国に対し、「追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下」を堅持するよう求め、「福島復興再生基本方針」や昨年改訂された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において、長期目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指すことが明記されているところであり、今後とも居住制限区域においても、堅持されるべきものと考えております。

次に、道路側溝の堆積物の処理につきましては、除染による対応に加え、本年9月

に、「除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針」が国から示されたところであり、現在、事業を実施するための制度要綱等の策定が進められております。県といたしましては、関係市町村が道路側溝の堆積物を円滑に処理できるよう、引き続き、道路管理者等と連携し、国に対し早期の対応を求めてまいります。

四、貧困対策について

総務部長

私立学校への助成につきましては、教育環境の維持・向上のため運営費補助を行うとともに、保護者負担を軽減するため、高等学校等就学支援金に加え、所得状況に応じた授業料減免への補助や奨学金の給付、被災児童生徒への支援等を行っており、今後とも、本県の未来を担う子どもたちの育成のため、私立学校に対する支援の充実に努めてまいります。

保健福祉部長

生活保護世帯における自動車の保有につきましては、原則としては認められておりませんが、障がい者や、公共交通機関を利用することが著しく困難な地域に居住する方が、通院や通勤に使用する場合などについては、生活の維持及び自立の助長に効果があるかなどの観点から、個別に判断することとしており、今後とも、適正な運用に努めてまいります。

教育長

市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方については、学校の設置者である市町村が判断すべきものであります。また、いわゆる要保護・準要保護及び被災児童生徒に対しては、保護者が負担する給食費への支援が行われていることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

次に、県立高校生への通学費用の助成につきましては、原発事故により通学環境が大きく変化した生徒を対象として、修学機会の確保と保護者の経済的な負担軽減のため、通学費支援金を交付しているところであります。また、いわゆる要保護・準要保護世帯に対しては、通学費用の助成が行われているところであり、県立高校生全体を対象とした助成制度を設けることは、困難であると考えております。

五、児童虐待対策について

こども未来局長

児童福祉司につきましては、これまでも計画的な増員に努めてまいりました。今後とも、児童相談所が、虐待相談を始め、複雑困難化する相談に適切に対応できるよう職員の適正な配置に努めてまいります。

教育長

スクールカウンセラーにつきましては、現在、公立中学校及び県立高等学校の全校と、公立小学校131校に配置しており、配置されていない小学校においては、近隣の学校から派遣するなどして対応しているところではありますが、有資格者の確保には、困難を伴うことから、今後とも、日本臨床心理士会や大学等の協力を得ながら、専門性に優れた人材の確保に努めるとともに、弾力的な勤務形態が可能な非常勤特別職として委嘱してまいる考えであります。

六、高齢者対策について

生活環境部長

高齢者を含む地域住民が利用する路線バス等につきましては、日常生活に必要な交通手段として重要であることから、市町村が主体的に運行する路線バスやデマンド型乗合タクシー事業により生じる経常損失額の一部について、県が独自に補助を行っているところであります。

商工労働部長

高齢者の就業支援団体につきましては、地方自治法施行令の改正に伴い、シルバー人材センターに準ずる団体として県が認定した場合、県の役務の提供に関する契約において、随意契約により締結することができることとなりました。このため、県の認定基準の策定が必要となることから、シルバー人材センターに準ずる団体等の実態調査を実施してまいります。

七、国保広域化について

保健福祉部長

国保の広域化に向けた市町村からの意見につきましては、財政運営及び事業運営に係る市町村の負担が増加しないよう対策を講じることや、保険料水準の平準化について慎重に進めて欲しいなどの意見が寄せられております。

次に、国保税負担軽減のための一般会計繰入金につきましては、広域化に向けて、計画的に解消又は削減すべき対象とされたところであり、市町村の国保財政が、国と地方との合意により平成30年度から拡充するとして国費と国保税などをもって運営されるよう、市町村と十分協議してまいりたいと考えております。

次に、短期被保険者証及び被保険者資格証明書につきましては、まず、国保税の滞納者に対し短期被保険者証を発行し定期的な納付相談の機会を設け、その上で、1年以上滞納した者については、資格証明書を交付するものとされております。短期被保険者証等の発行は、市町村が判断するものであり、県といたしましては、適切に制度を運用するよう助言しているところであります。

次に、市町村の医療費助成事業実施による国庫負担金等の減額調整につきましては、減額調整制度の廃止について全国知事会と連携しながら、今後とも継続して国に要望してまいります。

次に、国保税の差押えにつきましては、地方税法の規定による国税徴収法において、生活保護法による生活扶助費相当分などの差押え禁止事項が規定されております。県といたしましては、滞納者の生活実態の把握に努め、催告をした上で適正に行うよう市町村に助言しているところであります。

八、聴覚障がい者支援について

保健福祉部長

手話言語条例につきましては、手話言語法の制定を求めること等を目的として本年七月に設立された「手話を広める知事の会」の活動を通して、国に対し、手話言語法の制定を求めてまいりたいと考えております。

教育長

聾学校の校名につきましては、平成18年の学校教育法の改正により、盲・聾・養護学校は特別支援学校に統一され、さらに、同法施行令では、聾者は聴力レベルがおおむね60デシベル以上の難聴者と合わせて聴覚障がい者と規定されたことから、全国的に聴覚支援学校等への変更が増えつつあります。本県聾学校においても、人工内

耳や補聴器等の使用により、保有する聴力を活用して学習する児童生徒が全校生の5割を超えており、これらの児童生徒にも配慮した表記が必要であることから、来春のたむら支援学校の開校に合わせ、新たな校名に変更したいと考えております。

九、伊達市における大型商業施設計画について

土木部長

伊達市堂ノ内地区における大型商業施設の計画につきましては、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めた県北都市計画区域マスタープランを踏まえ、周辺市町村等の意見を聴くとともに、都市計画法などの関係法令に基づき適切に対応してまいる考えであります。

<再質問>

宮本議員

再質問をいたします。

最初に知事に伺いたいと思います。

子どもの貧困対策でいくつかの具体的な施策もお話をされました。私は特に重要だと思うのは、やはり経済的な支援をどう強めていくかということだと思うんですね。その点について知事の認識と決意のほどをお聞かせをいただきたいと思います。

続いて、原子力損害対策担当理事に伺いたいと思います。

賠償について、特に農林業の賠償についてですけれども、この間要望活動をおこなってきているわけですが、農林業の被害というのは期限を切って終期を決められるようなものではないという認識に立つことが非常に重要だと思っています。土地に根付いて食料を生産するという、こういう産業であることから、出荷制限も作物によりいつまで継続するのかわからないこと、消費者の不安が付きまとうことなど、特別の困難を抱えているのが本県農業の実態だと思います。

現時点で、終期と受け取られるような基準の提示は認められないという立場を明確にすべきではないかと考えます。その点でもう一度お答えをいただきたいと思います。

さらに、精神的な賠償についてですが、国が基準としてきた国による避難指示の有無だけでは測れないさまざまな要素が絡み合って県民を苦しめ続けているという現状認識が重要だと思います。避難指示区域外から避難している児童のいじめの事件はその典型だと思います。「自分は生きる」と決めるまでの不安や苦悩や葛藤がどれだ

けのものであったのか、想像を超えるものではなかったでしょうか。

そして避難解除された地域でも、帰還するかどうかで家族の中で意見が分かれ、押し通そうとすると家族関係が壊れてしまう。だから当面は二地域居住することに決めた、こういう世帯もあります。国の避難指示が解除されたから、精神的被害はなくなったとすることは、あまりにも短絡すぎ、現状ともかけ離れているのではないかと思います。避難指示の有無にかかわらず、精神的被害は継続しているという認識に立って対応すべきだと思います。個別的に求めてきたという答弁がありました。ADR和解案以外に具体的に支払われた事例があるとすれば、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、教育長に伺います。

ろう学校の名称変更についてです。

手話を話すのがろう者というアイデンティティーのもとで、障害を乗り越え、社会の理解を得るための懸命の努力を重ねてきて、ようやく手話言語条例を制定する自治体が生まれるところまでこぎ着けてきたというのが実情だと思います。同窓会やPTAなどの学校関係者にも相談なしに、ろう学校の名称を変えられるのは、これまでの努力の歴史も葬られてしまうのではないかと受け止められるのはある意味当然のことだと思うんです。県の担当者の説明では、PTAはやむなしとの意見だったとお聞きしましたが、実はそうではなくて、県のやり方には納得していないと伺いました。学校名の変更ができないからと言って、特別に困る人は誰もいません。

県には障がい者に寄り添い、十分な話し合いをすべきであり、関係者が納得しない中で、強引な条例改正は行うべきではないと考えますが、改めて教育長の見解を伺いたしたいと思います。

さらに、生活環境部長に除染の件について伺います。

フォローアップ除染を実施したのは、相馬市の17カ所にすぎない、こういう実態が明らかになりました。私は必要な箇所は、県内ではそんなものではないと思っておりますが、なぜ進まないのか、この点について県はどのような認識をお持ちか、伺いたしたいと思います。

さらに、保健福祉部長には国保の件についてお聞きをいたします。

一般会計の繰り入れについてですが、実は市町村が繰り入れているのは国のペナルティー分をやむなく、一般会計から繰り入れているという事例が多いわけですね。これからどうするのかというのが県に問われるわけです。国からおそらくペナルティーが

かけられてくるでしょう。これを市町村の負担にすべきではないということを私は伺っているわけですが、この点については答弁がありません。あらためてお伺いをしたいと思います。

<再質問答弁>

内堀雅雄知事答弁

宮本議員の再質問にお答えをいたします。

これまで全国知事会を通じて、子どもの貧困対策の強化に向けた提言などをおこなってまいりました。そのような中、現在国において、子どもの未来応援基金を活用した支援がおこなわれるとともに、給付型奨学金の実施が検討されており、子どもの貧困対策についての取り組みが進められており、こうした状況を県としてしっかりと注視をしてまいります。

生活環境部長

再質問にお答えいたします。

フォローアップ除染が進捗しない理由につきましてのご質問でございますが、現在も各市町村は計画に基づきまして、面的除染にまずは最大限力を注いでいる状況にあることが理由の1つ、もう1つがフォローアップ除染に入るためには、面的除染終了後、半年から1年の期間をおいて、その上で詳細にモニタリングをした上で実施を検討する、そういったことが制度上定められているということがその大きな理由であるというふうに考えております。県といたしましては、今後とも国に対し、より簡便手続きにより除染実施が可能になるよう、引き続き求めてまいります。

保健福祉部長

再質問にお答えいたします。

国の減額措置、ペナルティーによって、市町村の一般会計負担が生じているというお質しでありますけれども、県といたしましては、市町村の国保財政の安定化を図るため、減額調整を廃止させることが必要であると考えております。全国知事会と連携をしながら、繰り返し要望してまいります。

原子力損害対策担当理事

再質問にお答えいたします。

まず農林業の賠償の関係でございます。今回東京電力から示されました見直し案におきましては、損害がある限りは賠償するという方針に変更はないと。それから、避難指示区域内の一括賠償後の取り扱いや、区域外の再来年以降の賠償のあり方については、農林業関係者の意見を踏まえて確定させるという考えが示されているところでございます。今後開催いたします原子力損害対策協議会の全体会議におきまして、見直し案にかかる国・東京電力の考えをしっかりと確認してまいる考えであります。

それから、精神的な賠償につきましてでございます。精神的損害の賠償につきましては、これまで原子力損害対策協議会の要望活動などを通して、原発事故による被害の実情を踏まえた賠償を、繰り返し求めてきたところでございます。引き続き、個別具体的な事情による損害への誠実な対応など、被害者の立場に立った賠償をおこなうよう東京電力に求めてまいります。また、個別の事案につきまして、紛争等がある場合におきましては、ADRまたは訴訟により、解決が図られているものと考えております。

教育長

再質問にお答えをいたします。

ろう学校の名称の件でございますが、このたびの条例案につきましては、他のすべての養護学校等々と合わせて、法律の趣旨、あるいは現場の実態を踏まえて、その趣旨を反映すべく、田村支援校の新設というきっかけに合わせて、今回すべて合わせて校名を変更しようとするものであります。これがひとつでございます。それから、ろうの皆さまの、もちろんアイデンティティーを否定するような趣旨では全くございませんで、全体のお話ではございますが、ろうにつきましては、近年障がいの、耳の不自由な方ですね、障がいの程度が、非常に多様化をしてきておりまして、中には補聴器あるいは人工内耳を活用した学習、それから音声とか文字とか、口話法含めて、もちろん手話も含めてですけれども、さまざまですね、お一人お一人に合わせたような教育ニーズが現場では求められてきております。そういったことで、障がいのある、今回の場合でいえば聴覚に障がいのある子どもたち全体を考慮しての変更であるということをご理解いただきたいと考えております。

<再々質問>

宮本議員

再々質問をいたします。

最初にですね、知事の今の答弁についてですけれど、再度お聞きをしたいと思うんですけれど、経済的な支援については給付型の奨学金制度等の国の動向も注視したいということですが、国の給付型奨学金も極めて限定的なんです。数万人というような話もあります。こんなことで本当に今のニーズに対応出来るのかと、極めて疑問だというのが私の認識であります。そういう点で、福島県は「日本一子育てしやすい県」をめざすというのが、復興計画の目標でありますからね、それに沿って、一番県民が求めている経済的な支援ということを、じゃあ県としてどう進めていくのか、これはやっぱり知事が決断をもってやるべきことだというふうに思いますので、改めて知事の考えをお聞きをしたいと思います。

それから、原子力損害対策担当理事にお伺いをいたします。

私は精神的損害の賠償について、いまま被害は避難指示区域の内外を問わず、継続しているというふうに認識をしております。たぶんそれは、担当理事もそういう認識があるから、個別に求めていくということをおっしゃっている。しかし、じゃあ具体的にADR以外で、裁判以外で支払われた事例があるかと聞けば答えがない。つまり、ないからですよ。被害者が裁判やADRにでも訴えなければ、実際に被っている被害が賠償されない、これが今の、東電や国の精神的損害賠償に対する姿勢であります。ここを根本的に変えないといけない。そういう認識で県としては、一般論として「被害がある限り賠償の継続」ということだけではない、運動の仕方、工夫が求められているのが現状だと思うんです。今回のような子どもの（いじめの）事例を、じゃあどうやって救済していくのかということも含めて、これは検討すべき課題だというふうに考えますが、どのように認識をされているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、教育長に再々質問いたします。

教育長は先の同僚議員の教育の質問に対して、信頼がなければ教育は成り立たない、成立しないんだということをおっしゃいました。これは非常に重要だ、その通りだと私も思います。だったら、この聴覚障がい者、ろう学校のこの校名変更について、これだけ関係団体の皆さんがまだ拙速だと、自分たちの意見ももっと聞いてほしいんだという声を上げているときに、なぜ強引にやるのか。そんなことやったら、これは教育に対する信頼を大きく損ねることになる、福島県の教育行政に対する信頼を損ねることになるんじゃないでしょうか。

全国でも29都府県が、ろう学校の名称を残しているということなんですね。だから、変えなくちゃならない理由は何もないんです。事前に協議すれば、おそらく反対意見がでるということを知っていたから、あえて相談をしなかったのではないかな。これはうがった見方かもしれないけれど、関係者からすれば、そう言いたくなるような今回の県教委のやり方に対して、皆さんが怒っているわけですよ。

これに対して、このまま強引に推し進めることは決して福島県の教育行政にとって、教育的でないということを私は指摘をしないとイケないというふうに考えるんです。そういう点で教育長の見解を改めて伺いたいと思います。

それから、保健福祉部長にうかがいますが、

国保のペナルティーの問題ですけれど、これ廃止を求める、これはその通りです、正しい。だけど、いま国が考えているペナルティーの廃止は、就学前までの分についてはペナルティーはやめようかという方向で、いま検討が始まっている。しかし、本県は18歳まで（医療費）無料にしているわけですよ。そうすると、いま県が市町村に負担をしているのは、県が担当している小学校4年生から18歳までの分なんです。これは市町村に迷惑かけられないからということで、県が支出をしています。じゃあ1年生から3年生までの分はどうするのというのは、結局は市町村の負担になってしまう。それをそのまま負担させていいのか、ということをお伺いしたいと思います。あらためて見解をお伺いしたいと思います。

<再々質問答弁>

内堀雅雄知事答弁

宮本議員の再質問にお答えいたします。

県においては、現在ひとり親家庭の支援や生活に困窮している子どもに対する学習支援などを実施しております。引き続き、子どものさまざまな状況に合わせて、市町村や学校、民間団体などと支援の輪をつくり、子どもを見守り、必要な支援をおこなう体制づくりをすすめるなど、子どもの貧困対策に取り組んでまいります。

保健福祉部長

再質問にお答えいたします。

小学校1年から3年生までの、ペナルティーを負担させるのはいかなものかという、お質しかと思います。この点につきましても、全国知事会と連携しながら、この

廃止について強く求めてまいります。

原子力損害対策担当理事

再質問にお答えいたします。

精神的損害につきましては、これまで損害の範囲を幅広くとらえ、被害の実態に見合った賠償がなされるよう、国・東京電力に求めてきたところでございます。引き続き、原子力損害対策協議会の活動等を通し、被害者の立場にたった賠償が的確になされるよう、取り組んでまいります。

教育長

再質問にお答えをいたします。

変更についての、説明ということでございますけれども、1つにはですね、例えば学校の統廃合のようなケースでありますと、事前にいろいろアンケートも含めたりですね、いろいろ動きがあるということも、これまでも多くやっけてきているわけですが、今回の場合については、名称は確かに変わるわけですが、内容的には変わらないということもありまして、大きな動きをしてきていなかったというのも、確かに事実でございます。ただ説明につきましては、今後、たとえば代表の方と私も直接お会いをして、私自身ご説明をするなどですね、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

以上